

所管部課	市民環境部環境対策課		部長	田村 美砂	
件名	湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合同規約の変更について			区分	○
	1 審議事項		2 報告事項		
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>湖南衛生組合は、現在、武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市の組織5市で構成され、5市区域内のし尿を公共下水道に投入するための施設の共同運営を行っているが、今回立川市及び国分寺市より、組合への加入の依頼があった。</p> <p>加入にあたっては、地方自治法第286条第1項の規定により、本組合を組織する地方公共団体の数の増及びそれに伴う本組合同規約の変更についての関係団体の協議が必要となる。</p> <p>このため、関係団体の協議について同法第290条の規定により議会の議決が必要となることから、本規約の変更について議案を提出するものである。</p> <p>(1)改正点</p> <p>立川市及び国分寺市が加入することに伴い、第3条中、組合を組織する地方公共団体について「組合は」の次に「立川市」を、「小平市」の次に「国分寺市」を加えるとともに、第5条第2項中、組合議会議員の定数について「10人」を「14人」に改め、第9条第1項中、副管理者について「4人」を「6人」に改める。</p> <p>(2)施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3)影響及び効果</p> <p>同組合に2市が加入することに伴い、組織市1市当たりの負担金の減額が見込まれる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年10月26日 立川市及び国分寺市による組合への加入についての依頼</p> <p>令和4年7月12日 正副管理者会議における内容調整の終了</p> <p>令和4年7月22日 湖南衛生組合から地方公共団体の数の増加及び規約変更に係る協議依頼</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>規約の変更については、全関係団体が同一の変更内容を、地方自治法第290条の規定により議決する必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和4年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。